

秋田県告示第123号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1 起業者の名称

男鹿市

第2 事業の種類

男鹿駅周辺整備事業並びにこれに伴う市道改良工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 秋田県男鹿市船川港船川字新浜町地内
- 2 使用の部分 秋田県男鹿市船川港船川字新浜町、字外ヶ沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県男鹿市船川港船川字新浜町地内及び同市船川港船川字外ヶ沢地内を起業地とする「男鹿駅周辺整備事業並びにこれに伴う市道改良工事」（以下「本件事業」という。）であり、本件事業のうち「男鹿駅周辺整備事業」（以下「本体事業」という。）は、地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業であり、法第3条第32号に掲げる事業に該当する。また、本体事業の施行により必要となる市道の改良工事（以下「関連事業」という。）は道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である男鹿市は地方公共団体であり、令和元年度男鹿市一般会計補正予算により本件事業に係る財源措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有する。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は秋田県男鹿市における複合観光施設オガレの開業及びJR男鹿駅の移転新築に伴い、これら施設を連結する周辺エリアを一体的に整備することにより、駅周辺の賑わいと地域活性の創出に繋げることを目的に、駅前を中心にイベント広場、トラフィックターミナル、駐車場を整備するものであり、平成30年度に男鹿市が策定した「男鹿駅周辺土地利用基本計画」におけるまちづくり戦略と連携した地域振興拠点整備を行うもので、本体事業の施行によって改良が必要となる関連事業の施行をも含むものである。

本件事業の施行による効果として、

- ①起業地は市中心部に位置し市の玄関口でもあることから、観光拠点として整備することにより、地域の賑わいや人的・物的交流、情報発信等、様々な面で市全体への波及効果が見込まれる。
- ②拠点整備を分散させず、最も効果の高い駅前周辺に集中させることにより、まちの魅力向上や変化をスピーディに市民へ伝達することができ、これにより地域活性が加速される。
- ③ヒトやモノの流れが新たに生まれ、市民が集うコミュニティ形成の場所、イベント開催時や既存店舗のアンテナショップの展開場所、観光客等との交流場所等の提供が可能となり、更なる賑わいや活性化の創出による地域発展への寄与が可能となる。等が見込まれるものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び秋田県環境影響評価条例（平成12年条例第137号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業である。

また、本件事業の施行区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

なお、起業者は本件事業の施行に際して、周辺住民の生活環境への影響を最小限に抑えるため、騒音や振動への対策を行うとともに、周辺の交通安全に配慮しながら工事を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業の事業計画については、市の基礎的な魅力を向上させるために、「つなぐ空間」と「たまる空間」の役割を有する「交通結節点」に着目して起業地が検討されているほか、市内外からの誘客、交流人口拡大の観点からの検討を加え、複合観光施設オガーレと連携した取り組みにより、経済的にも社会的にも最も高い事業効果が見込めるとし起業地を選定している。

また、事業計画達成のためイベント広場等を整備することとしているが、付随して必要となる駐車場については、JR男鹿駅のターミナル駐車場としての利用と市民駐車場としての利用との両面から必要性及び規模の検討が行われており、利用実態調査や男鹿駅利用者及び男鹿市人口統計値等を基に必要台数を求め、事業計画に反映している。

さらに関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められることから、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業を施行する地域では少子・高齢化や人口減少、地域産業の低迷など、社会状況の変化に伴う諸問題が顕著に現れており、自然環境や観光特性を活かした移住・定住対策や地域産業の活性化が喫緊の課題となっている。平成30年の複合観光施設オガーレの開業及びJR新男鹿駅の移転新築に伴い、民間事業者による店舗の開業や空き店舗を活用した新規事業の動きがあるなど、一定の波及効果が着実に現れてきていることから、駅周辺が持つ求心力の回復に期待が集まっている。

この波及効果を地域全体へ拡大していくためには、この機会を捉えて、複合観光施設オガーレとJR男鹿駅を含めた空間を一体的に整備し、駅周辺を核としたまちづくりを早期に推進する必要があるものと認められる。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(3) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

秋田県男鹿市役所